

指定文化財調書

1 種別及び名称	種別：建造物 名称：樗谿グランドアパート
2 員数	1 棟
3 所在の場所	鳥取市上町93番地1
4 所有者等の氏名 (名称)及び住所	佐々木 冴子
5 現状 (形状、構造、法量、状態等)	対象部分延床面積 326.75㎡ (※登記326.06㎡) (当初建物 237.62㎡・増築部分 89.13㎡) 建築面積 199.89㎡ 構 造 木造2階建 当初：和小屋 増築部：キングポスト・トラス 屋 根 日本瓦(津ノ井瓦)土葺き切妻屋根 外 壁 モルタル粗ドイツ風仕上 白ペンキ
6 年代及び沿革	当初：昭和2年着工・昭和5年(1930年)竣工 増築：昭和21年(1946年) その後内部の若干の改修・修繕を経て現在に至る
7 作者・参考資料等	施主 佐々木善政 設計・施工 檜山義治
8 その他参考となる事項	平成10年 鳥取県近代化遺産総合調査(3次調査対象文化財) 平成26年度 市が建造物調査を実施 平成10年「県民の建物百選」選定
調査者	木下 正昭(木下建築研究所・一級建築士) 佐々木 孝文(鳥取市教育委員会文化財専門員)
調査期間	平成26年7月～27年3月 (補足調査 平成27年3月～28年1月)

【所見】

1. 文化財としての評価

調査報告書にある通り、本建造物は

- ① 当初建築部分
- ② 昭和20年以降の増築部分

を主な構成要素としている。

このうち、①は昭和2年に計画され昭和5年に完成した、洋風の意匠・内装を取り入れた木造建築である。洋風の意匠をもつ建築物としては重要文化財仁風閣（明治40年）に次いで古く、江戸時代から現代への過渡期の城下町・鳥取の建築文化の貴重な資料となっている。昭和18年の鳥取大震災以前に竣工しており、同種の建造物としては中心市街地では最古の現存例と考えられる。なお、同時期の住宅建築として、登録有形文化財五臓圓ビル（鉄筋コンクリート建築）、登録有形文化財桜寛苑（旧金田市長邸）（近代和風建築）が現存している。

榑谿にあった長田神社の移転後、その土地を取得し、鳥取市公会堂の対面に建築されており、当初は医院として計画されたものである。室内に、先行建築から移築されたとされる支柱のない螺旋階段をもっており、若干改変されているものの、内・外部とも当初の姿をよく残している。①はL字型の平面を持ち、玄関へのアプローチを誘引して同時に北側に突き出たベランダ（2階部分）を際立たせ、さらに日本瓦の切妻屋根を崩す事で特に正面からの洋館を意識したものと思われる。このベランダの手摺壁を半円形にくり抜き、その中に帯鋼で紋様を組込み、ゲストルームのアールの開口を下から見上げる空間構成としている。

外壁は粗モルタルでドイツ壁調に仕上げられ、縦長の上げ下げ窓がバランス良く配されている。屋根は津ノ井瓦で葺かれ、7寸と急勾配である。

庇や軒の出は短く、軒裏は化粧垂木と杉板張りで壁と同じ白く塗装がなされている。全体的に南欧風ベランダコロニアル方式に和瓦を着せ替えた和洋折衷建築ともとれる。明治初期に流行した擬洋風とは一線を画し、どこことなく優雅さを持っている。内装のペンキ仕上げは、進駐軍が接収した住宅に共通して施工したもので、この建築の歴史を示している。

市域においては、同時期の建築で他に残された類例は見いだせず、特異で価値ある建築であると考えられ、鳥取市の中心市街地の、城下町から近代都市への移行と建築物の関係を知るうえでも貴重な遺構である。

②は、終戦後進駐軍が将校の宿舎として使用した際に増築した部分である。外部は当初建築との整合を一応意識したもので、米軍将校の生活に合わせて建築・設備が設計されている。①部分が和小屋なのに対して、②部分はキングポスト・トラスの小屋組みとなっている。

進駐軍のノーラン司令官のテキサスの自邸に似せたベランダ付の洋館を、①に

後付した格好である。間取り等、全体としては進駐軍宿舎（デペンデント・ハウス）として構成されていると思われるが、ベランダのメキシカン・オーダーの柱頭は、進駐軍のデペンデント・ハウスの設計規範には含まれておらず、本建築に独自のものと考えられる。

このベランダは、初期のものとはデザインに差異があるが、外壁を板張りではなく（南西面を除く）同じモルタルスタッコ調に合せ、腰のスクラッチタイルは初期の人造石洗出しに連続している。様式の異なったベランダは前庭の木々や時の経過によって、正面ファサードを長くすることで妻側の意識を消しながら、違った空間を演出している。

進駐軍の宿舎として建造された建造物として、市域内に保存されている例はほかに知られておらず、貴重な例であるとともに、占領期の地域の状況を知るうえで重要な歴史的資料である。

本文化財は、日本建築の外観・内装に洋風の意匠を取り入れた当初部分（市中心市街地では仁風閣に次いで建築年代の古い）に、占領期の洋式の構造をもつ外国人宿舎が増築されたものである。増築部分についても、意匠面等に固有の意匠が加えられており、他の建築物に見られない特徴を有している。建築的特徴とともに、地域の歴史的経過を示す建築物であり、市指定文化財として現状の建造物的価値・資料的価値を保存する必要がある。

2. 保存・活用に係る評価

所有者は、当該文化財の保存を望んでおり、現在は遠隔地（大阪府）に居住しているが、借用者が代行して日常的管理を行っている。

鳥取市歴史博物館、鳥取東照宮（重要文化財樗谿神社本殿・幣拝殿並びに唐門）に隣接しており、上町地区のランドマークとなっている。以前はタウン誌の編集や文学フォーラムの事務局などとして間借りされていたこともある。

現在アトリエとして貸し出されている2室を除き、整理・清掃等を行うことで主要部分は公開可能な状況である。

文化財指定後は、常時公開は難しいが、建造物の特別公開、また、文化財・文化イベント等での活用について取り組むことが可能と考えられる。

3. 現状と当面の課題

全体的には健全な状態だが、経年劣化が進行しつつある。

長期的な保存のためには、当面は雨漏りや軒の腐朽等、部分的な修理が必要である。また、26年度に白蟻が発生していることが確認されたため、早急に防除が必要である。

以上のことから、市指定文化財として指定し、当該文化財の適切な保護を図る必要があると考える。

（文化財専門員 佐々木孝文）

